「レア スウィート」に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案) についての意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 平成27年12月24日~平成28年1月22日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状况 3通

4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

意見・情報の概要※ 多くの安全性試験で D-プシコースの摂取 1 により LDL-C 値の有意な上昇が観察されて いる。申請者指摘の通り、LDL-Cの上昇は動 脈硬化などの冠動脈疾患のリスクを大きく高 めるため、この生理反応は無視できない。評 価書 11 項において (参照 22) を引用し、長 期的にみれば内臓脂肪の低減やインスリン抵 抗性の改善により LDL-C が低下していくと 考察しているが、参照22の試験は成長に伴い LDL-C が上昇し続ける極めて特異的な病理 状態のラットを用いた試験である。また、ヒ トにおいては長期摂取により LDL-C が低下 していくデータは示されていない。特定保健 用食品の消費により生活習慣の改善を実施す る消費者は、日常的且つ長期的に摂取する可 能性が少なくないと推測される。こういった 一般消費者に LDL-C 上昇もたらし、冠動脈 疾患リスクを高める可能性を否定できない以 上、あらゆる人が口にすることができる食品 として販売するべきではないと考えられる。

食品安全委員会の回答

御指摘の評価書 11 ページ (参照 22) を 引用した考察は、申請者が行った考察を引 用したものです。評価書案では、この申請 者が行った考察に対して、「ヒトでは長期 摂取により LDL-C が低下していくことが 確認できるデータは示されておらず、高 LDL-C血症及び境界域高 LDL-C血症の人 が長期的に本食品を摂取した場合の影響 は不明である。」と記載しています。

食品安全委員会では、御指摘の LDL-C の上昇について次のように評価しています。

本食品の一日摂取目安量の摂取によるLDL-Cの上昇は否定できませんでした。LDL-Cは日常の食生活の変動等で変化することもあり、LDL-Cの上昇は直ちに健康に影響を与えるものではないと考えられ、脂質異常症ではなくかつ糖尿病・高血圧・喫煙等の冠動脈疾患リスクのない人が本食品を一日摂取目安量摂取した場合は安全上のリスクは低いと考えられます。しかし、脂質異常症や冠動脈疾患リスクの程度がどの範囲の人ならば安全に摂取できるかについて検討するためのデータは示されておらず、その範囲を示すことはできませんでした。さらに、本食品摂取による

No	意見・情報の概要**	食品安全委員会の回答
		LDL-C 上昇に関する情報が全ての医療機
		関関係者に認識されることは容易ではな
		く、本食品を摂取した人に対し、治療が適
		切に行われない可能性があります。そのた
		め、特に高 LDL-C 血症及び境界域高
		LDL-C 血症の人は、本食品の摂取に注意
		が必要と考えられます。また、本食品の過
		剰摂取は避けるべきであり、過剰摂取とな
		らないよう使用者への情報提供の徹底が
		必須と考えられます。
		以上のことから、本食品の特定保健用食
		品としての安全性を確保するためには、少
		なくとも次の事項について、使用者への情
		報提供の徹底が必須であると判断しまし
		た。
		①本食品を摂取した場合に LDL-C が上昇
		する可能性があり、特に、高 LDL-C 血症
		及び境界域高 LDL-C 血症の人は注意すべ
		きこと。
		②本食品の一日摂取目安量を守り、過剰摂
		取は行わないこと。
		③D-プシコースを原材料として含む他の
		食品との併用は避けること。
		特定保健用食品としての表示の許可に
		ついては、消費者庁が食品安全委員会の評
		価結果等を踏まえ判断します。頂いた御意
		見は消費者庁にお伝えします。
	 肝臓重量の増加に対し肝グリコーゲンの増	御指摘の肝臓に関する影響については、
	加を挙げているが、本件を言及する所見が不	新開発食品専門調査会での審議において
	十分である。ヒト試験において AST や ALT	検討しています。
	の上昇が確認された被験者がおり、脂質重量	動物試験において、D-プシコース投与に
	の増加は脂肪肝による可能性もある。いずれ	より認められた肝臓重量の増加について
	にしても、肝臓重量の増加という異常に対し、	は、肝機能指標(AST、ALT等)、病理組
	推察のみで問題なしと判定することに疑問を	織学的検査に異常所見が認められていな
	感じる。	いことから、その原因は肝グリコーゲンの

No	意見・	情報の概要※

ヒト試験において急性肝炎の発症例がある 点、動物試験で死亡例が確認されている点も 上記指摘を踏まえると、より詳細に原因究明 し因果関係を明確にする必要があると考え る。

食品安全委員会の回答

増加による生理的な適応であり、肝臓への 悪影響を示していないと申請者は考察し ています。食品安全委員会は、申請者の考 察は妥当であると判断しました。

ヒト試験に関しては、空腹時血糖値が 110 mg/dL未満の耐糖能に異常を示さな い人を対象とした12週間連続3倍過剰摂取 試験において認められたAST、ALT及び LDHの高値については、試験食摂取を継 続して実施した再検査でいずれも低下し ており、申請者は本食品とは関係のない一 過性の上昇と考えられたとしています。ま た、空腹時血糖値が110~125 mg/dLの人 及び糖尿病の薬物治療中の2型糖尿病患者 を対象とした12週間連続3倍過剰摂取試験 の途中で急性肝炎が疑われた事例につい ては、中止時検査前日まで試験食品を摂取 していましたが、中止時検査で肝機能検査 項目の回復傾向が認められたことから、申 請者は試験食品以外の要因の可能性が大 きいとしています。食品安全委員会として は、これらの申請者の考察は是認できるも のと考えています。

動物試験において認められた死亡例は、通常人が摂取できないような高用量のD-プシコースをラットに投与した試験(14~20 g/kg体重による単回強制経口投与試験、混餌投与(30%及び40%)による34日間反復投与試験)における事例です。また、ラット中期肝発がん性試験における死亡は、対照群でも認められ、部分肝切除時の結紮不全に起因するものと判断されました。

No 意見・情報の概要[※]

食品安全委員会の回答

特定保健用食品評価書(案)(以下、評価書案と略)の D-プシコースは、以下に述べる2つの理由から、食品衛生法に違反し、特定保健用食品として認められないと考える。

<理由 1>

評価書案の 2. 関与成分に、D・プシコースは「D・フラクトースから酵素的反応により異性化して製造される」と記載されている。この"酵素"についての情報は評価書案には記載がないものの、評価書案の参照資料 8 のGRAS Notice Inventory GRN No.400 にD-psicose 3-epimerase を使用しているとされている。

食品を製造するために使用される酵素は食品添加物でなければならないが、D-psicose 3-epimerase は食品添加物として認められていないと考えられる。

以上のことから、評価書案の D-プシコースが D-psicose 3-epimerase を用いて製造された物であるとすると、食品衛生法に違反しており、当該物質を食品として扱うことはできないと考えられる。

<理由 2>

上記理由 1 に D-psicose 3-epimerase が食品製造用酵素として使用できない旨を説明したが、仮に当該酵素が食品製造に使用可能である場合についても、さらに懸念事項がある。

評価書案の参照資料 8 の GRAS Notice Inventory GRN No.400 には、D-psicose 3-epimerase について「an immobilized cell system (calcium alginate gel bead with Corynebacterium glutamicum [non-viable cell] harboring D-psicose 3-epimerase [DPE] originated from Agrobacterium tumefaciens).」と記載されている。当該参考資料には遺伝子組換え技術である旨の直接的な記載はないものの、上記文面から遺伝子組換え添加物と推察される。食品製造に遺伝子

食品衛生法は厚生労働省が所管しています。頂いた御意見は、厚生労働省にお伝えします。

また、特定保健用食品としての表示の許可は、制度を所管する消費者庁が担当しています。頂いた御意見は、消費者庁にお伝えします。

No	意見・情報の概要**	食品安全委員会の回答
	組換え添加物を使用する場合、国の安全性審	
	査を経て、使用が認められたものを使用しな	
	ければならない。GRAS Notice Inventory	
	GRN No.400 に 記 載 の D-psicose	
	3-epimerase については、厚生労働省より公	
	開されている遺伝子組換え添加物(※1)とし	
	て収載されていない。	
	評価書案の D-psicose が当該組換え添加物	
	を使用して製造されているならば、食品衛生	
	法に違反しており、当該物質を食品として扱	
	うことはできないと考えられる。	
	※1 安全性審査の手続を経た旨の公表がなさ	
	れた遺伝子組換え食品及び添加物一覧	
	http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouho	
	<u>u-11130500-Shokuhinanzenbu/0000071167.</u>	
	<u>pdf</u>	
3	過剰摂取とならないよう使用者への情報提	頂いた御意見は、特定保健用食品の制度
	供の徹底が必須とあるが、是非ともそう記載	及び食品表示を所管している消費者庁に
	することをお願いしたい。なぜならば、コー	お伝えします。
	ヒー等を1日何杯か飲用する際に、砂糖をレ	なお、消化器系を切除している人等に関
	アスウイートにおきかえ飲用し体調に異変を	するデータは提出されておらず、個別の検
	感じたから。	討は行っていませんが、治療を受けている
	消化器系を切除している人が使用しても大	者等が本食品を摂取する際には、医師等に
	丈夫だろうか。食品添加物等に敏感な人が使	相談することの注意喚起表示を行うこと
	用しても大丈夫だろうか。自然界にごくわず	が必要と判断しています。
	か存在する物は、少量をいただくことがよい	
	だろう。	

※ 頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。